

# つるおかの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の改正について

令和5年3月31日  
改正概要

「鶴岡市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」(平成24年3月26日策定)を、国及び県の方針改正を踏まえ改正する。

## ○名称の変更

鶴岡市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針 → つるおかの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

### <基本方針の構成>

### <主なポイント>

<b>第1 趣旨</b>	○公共建築物及び民間建築物における鶴岡産木材を主とする <b>木材の利用の促進、木造化、内装等の木質化</b> 等に必要な基本的事項等を定める
<b>第2 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の意義と効果及び基本的方向</b> 1 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の意義と効果 2 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の基本的方向	○木材はカーボンニュートラルな特性を有し、公共建築物のみならず、民間建築物における木材利用は、 <b>脱炭素社会の実現、SDGsへの関連、地域経済の活性化</b> 等にも大きく貢献 ○市は鶴岡産木材の利用に <b>取り組みやすい体制整備</b> を進める ○林業・木材関係者は鶴岡産木材の <b>利用促進</b> 及び適切な <b>供給確保</b> に努める
<b>第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項</b> 1 建築物木材利用促進協定制度の活用 2 公共建築物等における木材利用の促進 3 住宅における木材利用の促進	○市は法改正により新たに創設された「 <b>建築物木材利用促進協定</b> 」制度の <b>積極的な周知</b> に努める ○公共建築物においては、 <b>木工分離発注方式</b> による建築材料としての <b>木材の利用、木材を原料にした物の利用、エネルギー源としての利用</b> を促進 ○市は県や関係者と連携を図りながら、 <b>鶴岡産木材を活用した住宅づくりに関する情報発信や建築の担い手育成</b> に努める
<b>第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標</b>	○コスト、技術面で困難であるものを除き、 <b>積極的な木造化、内装等の木質化、木質バイオマス</b> を燃料とする <b>機器導入</b> に努める
<b>第5 建築物における鶴岡産木材の適切な供給の確保に関する基本的事項</b>	○市と関係者が連携して、 <b>林業の生産性の向上</b> に努め、 <b>鶴岡産木材の安定供給体制整備</b> に取り組む
<b>第6 その他鶴岡産木材の利用の促進に関し必要な事項</b>	○公共建築物を企画・立案する段階から <b>木造化・木質化</b> について <b>十分検討</b> を行い、 <b>木材利用を積極的に推進</b>